

## 議員活動資料

2007/06/02 (土)

### 憲法熟読し、吾久々に原点に立ち返る

今日は朝から一般質問に向けて起案に向けて、日本国憲法を読みあさっております。

日本国憲法これは法学部の科目では「憲法」です。学生時代には得意な科目でありました。当時は清宮四郎教授や宮沢俊義教授が書かれた有斐閣発行の「憲法」を、それこそ舐めるように読みました。

昭和47年に大学を出ましたが、私は平成8年から再度大学に学び、卒業してからの法解釈の隙間を修正し、最新の情報を再度叩き込みました。

あれから10年、基本的なものの考え方はそんなに変わっていません（安易に変えることは出来ませんが）、憲法は戦後60年の政治の矢面に立ってきたこともあって、その分矢張り色々な解釈や見解或は学説が氾濫しているように思えます。

色々な解釈や見解は大いに結構な話ですが、一つ忘れてはいけないことは、この日本国憲法は厳然といまの日本人の生命・財産を護っているものであり、戦後60年国民の生命財産を護って来た事実です。現行憲法を蔑ろ（ないがしろ）にする言動は許されないと思います。

国民が、国の根幹をなす憲法や法律を守らないような意識をもつことが蔓延したとすれば、それこそ国の瓦解をまねき、仮にも国政が失墜すれば結果的に国民自身が彷徨することになることで、何としてもそのような事態に陥るようなことがあってはなりません。

国家疲弊と国民の犠牲の相関関係は、過去に幾多の悲劇として歴史が示しているではありませんか。「同じ轍を踏む」ことのないように心せねばならない時機であると思います。

今日明日とゆったりと憲法を熟読してみたいと思っております。